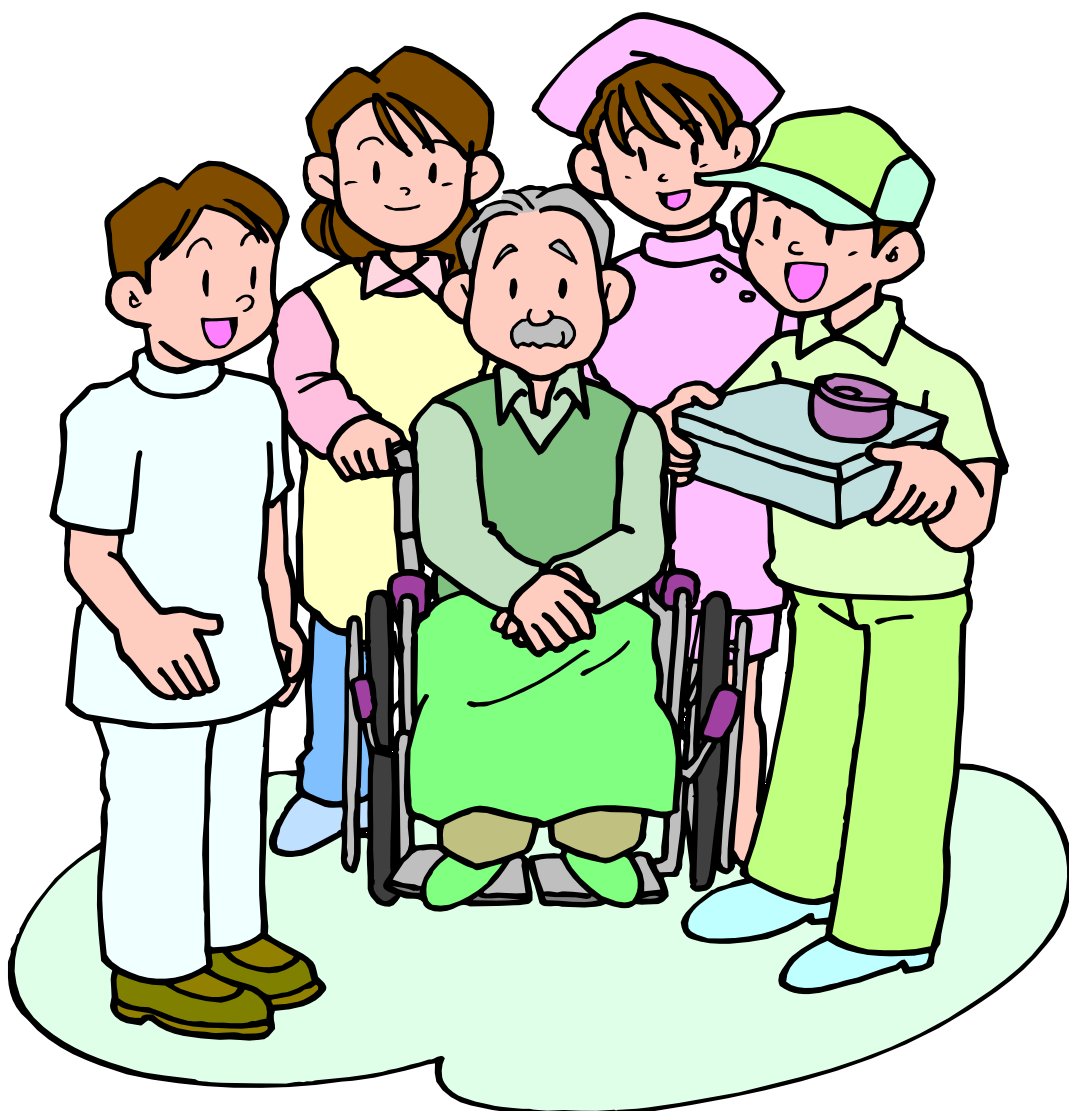


見附市  
高齢者

# 福祉サービスのしおり

令和6年8月改訂



見

附

市

## もくじ

<p>1.高齢者の保健・福祉に関する相談・・・1</p> <p>2.介護保険制度外の高齢者福祉サービス・・・2</p> <p>3.要支援・要介護認定について・・・5</p> <p>4.介護計画（ケアプラン）の作成・・・6</p> <p>5.在宅で利用できるサービス・・・7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭を訪問するサービス</li> <li>●日帰りで通うサービス</li> <li>●多機能なサービス</li> <li>●施設への短期入所サービス</li> <li>●福祉用具の貸与・購入、住宅の改修</li> </ul>	<p>6.施設サービス・・・・・・・・・・14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>●介護老人保健施設（老人保健施設）</li> <li>●介護医療院</li> <li>●グループホーム（認知症対応型 共同生活介護）</li> <li>●ケアハウス（軽費老人ホーム）</li> <li>●介護付有料老人ホーム（特定施設入居者 生活介護）</li> <li>●その他</li> </ul> <p>7.介護保険 主な軽減制度一覧・・・・・・・・17</p>
---	---

### 1. 高齢者の保健・福祉に関する相談

高齢者ができるかぎり元気で自立した生活を過ごせるよう、また、現在より状態が悪くならないよう、保健・医療・福祉が連携しながら「介護予防」の活動や相談を行っています。

#### 見附市地域包括支援センター

開設時間 月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）  
午前8時30分～午後5時30分※緊急時には24時間体制で対応します。

名 称	住 所	電話番号	担当圏域
見附市地域包括支援センター <b>中央</b>	見附市学校町2-13-31 (特別養護老人ホーム 大平園内)	63-3555	見附中学校区
見附市地域包括支援センター <b>南</b>	見附市緑町20-1 (特別養護老人ホーム 古志乃里内)	62-1750	南中学校区
見附市地域包括支援センター <b>西</b>	見附市本所1-25-70 (特別養護老人ホーム いいねか邸内)	62-3345	西中学校区
見附市地域包括支援センター <b>今町</b>	見附市坂井町81-1 (デイサービスセンター 坂井園内)	61-5221	今町中学校区

見附市より委託を受けた市内4か所で、介護に関する相談、介護予防の相談、高齢者虐待に関する相談等の高齢者に関する様々な相談に応じます。また、要支援1、2と認定された方に介護予防サービス計画を作成します。※相談は無料で、相談内容については秘密を厳守いたします。

#### 見附市健康福祉課

見附市保健福祉センター内	見附市学校町2-13-30	61-1350
--------------	---------------	---------

高齢者の総合相談窓口として、高齢者のみなさんはもちろん、そのご家族や、近所にお住まいのみなさまからのご相談をお受けします。

#### 見附市立病院

見附市立病院 地域医療連携室	見附市学校町2-13-50	62-2800
----------------	---------------	---------

患者さんの病気の回復を妨げている色々な問題・悩みについて、本人（ご家族）と一緒に解決していくために、医療ソーシャルワーカーが相談に応じます。原則として、予約制です。上記ほか、民生委員や居宅介護支援事業所(6ページ)でも、ご相談を受付けています。

## 2. 介護保険制度外の高齢者福祉サービス

### 介護保険の認定にかかわらず利用できるサービス

サービス名	内 容	対 象 者	利用料等
緊急通報装置の設置	緊急時の通報装置と安否確認センサーの貸与、月1回の元気確認電話、電話相談受付をします。	一人暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯。 (申請時には、親戚の方、近所の方、民生委員の3名の協力員が必要です。)	・市民税非課税世帯 無 料 ・その他の世帯 月額 500 円
あんしん情報キットの給付	緊急時に救急隊や医療機関へ必要情報を伝えるための救急情報記入用紙、保管容器、保管者ステッカーを配布します。	高齢者	無 料
自動消火器の給付	台所に熱感知で自動に消火剤が噴射される消火器を設置します。 消火剤の有効年数は5年が目安です。 (設置は9月～3月頃)	市民税非課税世帯の一人暮らし高齢者。 (消火剤の有効年数に合わせて、対象者に交換のご案内をします。)	
火災報知器の給付	火災報知器未設置の家の寝室等に、音で火災を知らせる煙感知式の報知器を設置します。(1か所のみ)	見附市火災予防条例で定められた場所に、火災報知器が未設置で、市民税非課税世帯の一人暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯。	無 料 (電池交換は各自)
生活支援ショートステイ	冠婚葬祭等の緊急時に原則として7日間を限度として一時的に高齢者を保護する必要がある場合、特別養護老人ホーム等での短期入所を利用できます。 (ただし、施設に空きがある場合に限りです。)	冠婚葬祭等の緊急時に一時的に高齢者を保護する必要がある場合で、次に該当する方。 ①介護保険で要支援以上の認定を受けた方で、自身の利用限度額を使いきった方。 ②介護保険の認定を受けていない方または介護保険で非該当と認定された方。	介護保険法に準じます。
配食サービス	昼食または夕食のお弁当を、週1回～3回まで配達します。 ※配達業者 「宅配クック123」 「まごころ弁当」	次のいずれかに該当する方。 ①要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方。 ②要介護1～5の認定を受けていない80歳以上の高齢者で、65歳以上の高齢者のみ世帯の方。 ③要支援認定または事業対象者の決定を受けた65歳以上の高齢者で、基本チェックリストにある【栄養状態】の低下に該当した方。	◆宅配クック123 昼夕：1食 415 円 おかずのみ 365 円 ◆まごころ弁当 昼夕：1食 442 円 おかずのみ 388 円
車椅子の貸与	3か月を限度として貸与します。	一時的に用具の必要な高齢者の方。(介護保険サービスでレンタルが可能の方は対象外)	無 料 (台数に限りあり)
補聴器購入費の助成	中高年齢の難聴者を対象に、補聴器購入費を助成します。	身体障害者手帳の交付の対象にならず、次のすべてに該当する方。 ①50歳以上の方。 ②片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方。 ③補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上が期待できると医師に判断された方。	購入費の半額 (上限 25,000 円)

## 介護保険で認定を受けた方やその家族の方が利用できるサービス

サービス名	内 容	対 象 者	利 用 料 等
介護用品購入費助成(旧紙おむつ券給付)	在宅で紙おむつを常時必要とする方に、紙おむつ類の購入費を助成します。	介護保険で要介護1以上の認定を受けた方で、常時紙おむつを必要とする方。 ※申請時、介護保険被保険者証の写し及び原則として本人名義の通帳(振込先がわかるページ)の写しが必要です。	要介護1・2の方 年額 10,000円 要介護3の方 年額 24,000円 要介護4・5の方 年額 36,000円 前期分は4月1日、後期分は10月1日を基準日として、上記金額を半額ずつ年2回に分けて給付します。
在宅介護見舞金	在宅で介護をしている家族などを対象に介護見舞金を支給します。(年1回、6月に給付)	4月1日現在市民である65歳以上で寝たきりまたは認知症状のある要介護3～5の方を、前年度在宅で6か月以上介護し、今後在宅介護を継続される方。	年 額：40,000円 申請期間：毎年4月1日～5月末 ※申請時、介護者名義の通帳(振込先がわかるページ)の写しが必要です。
住宅改修費助成※工事着手前の申請が必要です。	介護を必要とする高齢者のための住宅改修費の一部を助成します。(新築は対象外です。)(持ち家に限ります。)	介護保険で要支援以上の認定を受けた方。なお、介護保険サービスの住宅改修費の給付を受けた場合は、それは除いて補助対象経費を決定します。	介護保険サービス助成額の他に支給限度の上限を30万円とし、課税状況により助成割合を決定します。 ※世帯全員の前年収入額が600万円未満の人が対象です。
訪問理美容サービス助成事業	理美容店から訪問による理美容サービスを受けたときに、その出張費や衛生管理面にかかる費用相当額を助成します。	次のいずれかに該当する在宅で、心身の状態から理美容店へ出向くことが困難な方。 ①介護保険で要介護3以上の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1、2級の方 ③療育手帳Aの方	1人につき当該年度上限6,000円(2,000円×3枚の利用券を交付)
所得控除(障害者控除)	各種障害者手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている方のうち、主治医意見書により障害者に準ずると認められる方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより控除対象となります。		

## 介護予防のための教室(原則として要介護1～5の方は対象外です)

サービス名	内 容	対象者と日時	利用料
介護予防教室	月2回、転倒骨折予防のための運動や生活機能向上につながる実習、レクリエーション等を行います。	65歳以上で自立した生活に不安のある方等。 要介護1～5の方は利用できません。 会場ごとに実施日が異なります。時間は10:00～11:30 中央公民館：第2,4火曜日、今町公民館：第2,4水曜日、ネーブルみつけ：第1,3水曜日	1回 200円
脳の健康教室(7～12月)	毎週1回6か月間、認知症予防のための簡単な読み書き・計算等を行います。	65歳以上で認知症を予防したい方、教室に自力で通える方。 要介護2～5の方は利用できません。要介護1の方は要相談。 会場ごとに実施日時が異なります。 いいねか邸：火曜日の午前、中央公民館：木曜日の午後 ネーブルみつけ：金曜日の午前、今町公民館：金曜日の午後	月額 2,000円
健幸カラオケ教室	毎週1回、「うたと音楽」を活用して、筋肉トレーニングやストレッチ等の体操を行います。	65歳以上の方。 要介護1～5の方は利用できません。 会場：ネーブルみつけ 日時：水曜日 13:30～15:00	1回 200円

上記の教室は、要支援1、2の方及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられると評価された方が利用できる教室です。

基本チェックリストとは、高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票です。生活機能全般、運動器の機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつについてそれぞれ評価するものです。

詳しくは、健康福祉課 高齢福祉係までお問い合わせください。

## 見附市社会福祉協議会事業

お問い合わせは、☎61-1353まで

サービス名	内 容	対 象 者	利 用 料 等
要介護世帯除雪費 助 成 事 業	除雪経費を助成します。年2回 (地区民生委員へお申込ください。)	70歳以上の一人暮らしや 高齢者のみの要介護世帯。	1回 10,000円 課税収入制限有
小 型 リ フ ト 付 バ ス 貸 出 事 業	車椅子を日常的に利用している方の通院など、その他外出の支援 を目的に小型リフト付きバスの貸出を行っています。		初回登録料として 3,000円
日 常 生 活 自 立 支 援 事 業	認知症の高齢者や知的障害者、精神障害のある方で、判断能力が十分でないため、 福祉サービスの手続きや金銭管理など、日常生活に不安をお持ちの方を対象にサー ビスを実施します。		
介護者のつどい	自宅で介護している介護者の方を日帰り旅行に招待し、介護者同士の交流により心 身の元気回復を図っていただくために、開催しています。(秋に開催予定)		
歳末たすけあい	歳末たすけあい募金の配分金により 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に見舞品 の贈呈を行っています。		
生 活 支 援 サ - ビ ス	65 歳以上の高齢者を対象に暮らしの中のちょっとした困りごと に対し、生活支援サポーターがお手伝いをします。 ※生活支援サポーターとは、地域における支え合い・助け合いに関 心があって生活支援サポーター養成研修を修了した地域住民です。		20分 200円 原則 1 時間

※ 変更になる場合もありますので、上記の見附市社会福祉協議会へお問い合わせください。

## その他 民間のボランティアサービス等

(有料です。料金は直接お問い合わせください。)

## ■見附市シルバー人材センター

簡単な大工仕事、襖や障子の張替え、草取りや剪定、家事のお手伝い等(シ ルバーの会員ができると思われる仕事)、内容に適した会員を派遣します。	電話 62-0609 見 附 市 本 町 2 丁 目 10-21 (旧理科センター)
--	---

## ■NPO 法人 みんなの実家グリーンホームふたば

○高齢者のおあずかり(月～金・午前10時～午後3時)*時間延長可 ○認知症介護家族の電話相談(月～土・午前10時～午後3時) ○認知症介護家族交流会 ・グリーンホームふたば(毎月第4火曜日・午後1時30分～3時30分) ・見附ふれあいプラザ(奇数月第3水曜日・午前10時～11時30分)	電話 62-3720 携帯 090-7837-9220 見附市双葉町7番17号 代表 植田 礼子
---	---

## ■NPO 法人 ふくし後見ネット

認知症や障がい等で、知的にハンディキャップを持つ方が、その人 らしい人生を過ごすために、法人として成年後見人となり福祉サー ビスの利用や金銭の管理等を支援します。お気軽にご相談ください (相談無料)。	電話 080-8095-0268 見附市学校町2-13-30 見附市保健福祉センター2階 <a href="https://hukukouken-net.com/">https://hukukouken-net.com/</a>
---	---

### 3. 要介護認定について



介護保険を利用したい場合、要介護認定が必要です。認定申請に行けないなどの場合は、地域包括支援センター等が代行いたします。

認定申請をします（保健福祉センター内健康福祉課）

医師の意見書

かかりつけの医師に疾病や心身の状態について意見を求めます。

認定調査

調査員が家庭などを訪問し、心身の状態などを実際に調査します。

介護認定審査会が審査判定をします

要介護認定

〔結果は原則として申請日から30日以内に通知します。〕

非該当の方でも利用できるサービスもありますので、困ったことがありましたら、地域包括支援センターにご相談ください。

自立（非該当）と認定された方

要介護1～5と認定された方

要支援1, 2と認定された方

居宅介護支援事業所へ連絡してください。（P6参照）

居宅介護支援事業所のケアマネジャーに、サービス利用計画書の作成や施設入所の手続きなどを依頼してください。

地域包括支援センターへ連絡してください。（P1参照）

サービス利用計画書作成依頼をしてください。

紹介

施設サービスを利用する

介護サービス利用計画の作成

心身の状況や本人・家族の希望を聞きながら計画を作成します。作成費用は全額保険から給付され負担はありません。

介護予防サービス利用計画の作成

心身の状況や本人・家族の希望を聞きながら計画を作成します。負担はありません。

居宅サービスの利用

介護予防サービスの利用



介護保険のお問い合わせ・受付窓口  
健康福祉課 介護保険係 電話：(0258) 61-1350

## 4. 介護サービス利用計画（ケアプラン）の作成

居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員(ケアマネジャー)は、本人及び家族等の相談に応じながら、希望や意向を把握し、保健・医療・福祉等の関係者と連携をとり、その方に必要なサービスが提供できるよう介護計画を作成します。

なお、要支援1・2と認定された方は、見附市地域包括支援センター(1ページに記載)に依頼し、介護予防サービス計画を作成します。(協議の上、見附市地域包括支援センターから下記一覧表「支援」の欄に「委託」と記載の事業所に計画の作成を委託する場合があります。)

また、令和6年4月より、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所としての指定を受けることにより、要支援1・2と認定された人のケアプランを作成できるようになりました。「支援」の欄に「○」のついている事業所には、直接申し込むことが可能です。

主に市内の方が利用している居宅介護支援事業所 (順不同)

名 称	住 所	電 話 番 号	介 護	支 援
坂 井 園	見附市坂井町 81-1	61-2066	○	○
ラ ポ ー ル	見附市今町 5-17-19	66-0330	○	委託
フ ロ ー ラ	見附市新幸町 7-9	89-5883	○	○
さわやか苑見附	見附市柳橋町 295-2	61-5100	○	○
ケアプランのしきん庭	見附市本所 1-24-26	63-2113	○	委託
ふるまい介護支援センター	見附市本所 1-25-52	62-3555	○	委託
大 平 園	見附市学校町 2-13-31	63-3100	○	○
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町 2-13-30	63-5100	○	委託
訪問看護ステーションみつけ	見附市学校町 1-5-42	62-7058	○	委託
古 志 乃 里	見附市緑町 20番1号	61-3550	○	委託

右の表のとおり要介護度ごとに在宅サービスの1ヶ月の利用限度額が設定されています。

7ページ以降に在宅サービスの種類とその費用額を掲載していますので、ケアマネジャーとサービス利用計画を立ててください。

要介護度区分	利用限度額 (月額)
要 支 援 1	50,320円
要 支 援 2	105,310円
要 介 護 1	167,650円
要 介 護 2	197,050円
要 介 護 3	270,480円
要 介 護 4	309,380円
要 介 護 5	362,170円

(介護保険の目的) 介護保険制度は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

○40歳以上の方が納める保険料と、税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでサービスを利用することができます。

○状態や能力に応じて、自立した日常生活の支援と要介護状態の軽減・悪化の防止等を目的に、サービスを提供しています。

○要介護状態になっても、有する能力の維持・向上に努めることとされています。

## 5. 在宅で利用できるサービス

### 家庭を訪問するサービス

#### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーがご家庭を訪問して、排泄・食事・入浴などの身の回りのお世話や家事の援助を行います。



実施事業者（市内の事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ふるまい訪問介護	見附市新幸町7-11	86-8009
ヘルパーステーションさわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町295-2	61-5100
ケアセンターこまち	見附市市野坪町1230-2	63-0007
たんぽぽ介護センター	見附市学校町2-1-58	61-1163
みつけタクシー介護福祉事業部	見附市学校町1-8-50	62-1500
はあとふるあたご訪問介護ステーションみつけ	見附市庄川町852-1	62-5505
ヘルパーステーション古志乃里	見附市緑町20番1号	84-7330
ホームヘルプ春日和見附	見附市本町4-2-33	62-3622

※介護タクシーは、「みつけタクシー」、「はあとふるあたご訪問介護ステーションみつけ」ともに、介護保険外のサービス（院内付添い）も行っています。「ケアセンターこまち」ではヘルパーご利用の方を対象に介護タクシーのサービスを行っています。

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

※事業所の体制やサービスの内容等によって、下記費用に加算されます。

#### 訪問介護の種類ごとの費用の目安

身体介護	生活援助	乗車・降車の介助
<ul style="list-style-type: none"> <li>食事や入浴排泄の介助</li> <li>衣類の着脱や体位交換</li> <li>洗髪、爪切り、身体清拭など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物、食事の用意、洗濯</li> <li>主治医や保健師など関係機関との連絡など</li> </ul>	通院などの際の乗車 降車の介助など
20分未満 1,630円 20分以上30分未満 2,440円 30分以上1時間未満 3,870円 1時間以上 5,670円 (30分を増すごとに820円を加算)	1,790円(20分以上45分未満) 2,200円(45分以上)  ※ただし、同居家族がいる場合など、利用に制限があります。	970円(1回) ※送迎にかかる費用は別途自己負担になります。  要支援1・2の方は利用できません。

#### ●訪問型サービス（現行相当サービス）（要支援1・2、事業対象者の方が利用できます）

標準的な内容の場合	1回につき	2,870円
所要時間20分以上45分未満の場合	1回につき	1,790円
所要時間45分以上の場合	1回につき	2,200円
短時間の身体介護が中心である場合	1回につき	1,630円

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1日に複数回の定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、安心して生活を送ることができるよう援助を行うとともに、療養生活を支援し、機能回復を目指します。

名 称	住 所	電 話 番 号
ふるまい定期巡回	見附市新幸町7-11	86-8009



## 訪問看護

医療機関や訪問看護ステーションの看護師がご家庭を訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

実施事業者（市内の事業者のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ふるまい訪問看護リハビリステーション	見附市本所1-25-52	84-7415
訪問看護ステーションみつけ	見附市学校町1-5-42	62-7058
訪問看護ステーション春日和見附	見附市葛巻町1662-1	89-6418

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

- 介護予防訪問看護 4,510円（30分未満） 7,940円（30分以上1時間未満）
- 訪問看護 4,710円（30分未満） 8,230円（30分以上1時間未満）

※事業所の体制やサービスの内容等によって、上記費用に加算されます。

## 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が、自宅での入浴が困難な方のご家庭に移動入浴車で訪問して、入浴介護を行います。

実施事業者（市内の利用実績事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
アレック北栄長岡	長岡市雨池町44-5	28-0629
ツクイ三条	三条市東三条1-11-11	0256-36-7775

サービス費用の目安

表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります。

- 1回につき 12,660円（要介護者）

## 訪問リハビリテーション

理学・作業療法士がご家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練（リハビリ）を行います。

実施事業者（市内の事業者のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
見 附 市 立 病 院	見附市学校町2-13-50	62-2800

サービス費用の目安 表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります。

- 1回につき 3,080円

## 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などがご家庭を訪問して、要介護認定を受けた方やそのご家族等に療養上の管理、指導または相談・支援を行います。（料金は目安です）

医師	2回限度/月	5,150円/回	歯科医師	2回限度/月	5,170円/回
薬剤師（薬局）		5,180円/回	管理栄養士	2回限度/月	5,450円/回
歯科衛生士	4回限度/月	3,620円/回			

## 日帰りで通うサービス

### 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどの施設に通い、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や生活機能訓練などを行います。また、要支援の方は、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。通常規模型の他に小規模の地域密着型や認知症対応型の通所介護があります。

実施事業者（市内の事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電話番号	★区分		
			通常	地域	認知
デイサービスセンター 坂井園	見附市坂井町 81-1	61-2065	○	—	○
デイサービスセンター ラポール	見附市今町 5-17-19	66-0330	○	—	—
デイサービスセンター フローラ	見附市新幸町 7-9	89-5882	○	—	—
デイサービス ふるまい村	見附市新幸町 7-11	66-8825	—	○	—
ふるまいプラザ	見附市本所 1-25-52	63-3212	○	—	—
デイサービスセンター 大平園	見附市学校町 2-13-31	63-3500	○	—	—
デイサービスセンター 春日和見附	見附市葛巻町 1689-1	86-4843	○	—	—
けんこうクラブ	見附市新町 1-17-25	86-8109	—	○	—
はあとふるたごデイサービスセンターみつげ	見附市庄川町 852-1	62-5505	○	—	—
そいがあ亭	見附市南本町 3-5-22	89-7041	—	○	—
デイサービスセンター すずらの園	見附市田井町 1715-1	61-3520	○	—	—
はあとふるたごグループホームみつげ	見附市庄川町 855-1	89-8868	—	—	○

### サービス費用の目安

標準的な費用です。（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

※ 事業所の体制やサービスの内容等によって、下記費用に加算されます。

#### ●通所介護（7時間以上～8時間未満の場合）

★区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	入浴加算
通規 常型	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円	500円
地密 域型	7,530円	8,900円	10,320円	11,720円	13,120円	同上
認知 症型	9,940円	11,020円	12,100円	13,190円	14,270円	同上

送迎は、費用に含まれています。食事・おむつ代などは、自己負担です。

#### ●通所型サービス（現行相当サービス）（要支援1・2、事業対象者の方が利用できます）

1月の中で全部で4回まで 1回につき 4,360円

1月の中で全部で5～8回まで 1回につき 4,470円

## 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院に通い、機能訓練や入浴・食事の提供を行います。また、要支援の方は、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

### 実施事業者

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町2-13-30	63-5100
いっぷく2番館	三条市帯織800	0256-45-0380

### サービス費用の目安

標準的な費用です。（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）  
※ 事業所の体制やサービスの内容等によって、下記費用に加算されます。

#### ●通所リハビリテーション（7時間以上～8時間未満の場合）1回あたり

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	入浴加算
7,620円	9,030円	10,460円	12,150円	13,790円	500円

送迎は、費用に含まれています。食事・おむつ代などは、自己負担です。

#### ●介護予防通所リハビリテーション

- ・要支援1の場合は、1月あたり 22,680円
- ・要支援2の場合は、1月あたり 42,280円



## 多機能なサービス

### 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の泊まりを組み合わせ、多機能なサービスを受けることができます。

### 実施事業者

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア ガ ー デ ン 新 幸	見附市新幸町7-18	86-6775
多機能ケアセンターさわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町295-2	61-5100
小規模多機能ふるまい村	見附市新幸町7-11	86-8699

### 介護保険サービスの費用の目安（月額）

（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）  
※事業所の体制やサービスの内容等によって、下記費用に加算されます。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円	34,500円	69,720円

送迎は、費用に含まれています。食事代は実費です。泊まりのサービスは、宿泊に要する費用がかかります。

## 施設への短期入所サービス

## 短期入所療養介護（ショートケア）

介護老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもとに入浴・食事の提供・日常生活のお世話や機能訓練（リハビリ）などを行います。

実施事業者（市内事業者のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町2-13-30	63-5100

## サービス費用の目安（多床室）

（標準的な費用です。表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
8,300円	8,800円	9,440円	9,970円	10,520円	6,130円	7,740円

※事業所の体制やサービスの内容等によって、上記費用に加算されます。

## 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や機能訓練（リハビリ）などを行います。

実施事業者（見附市および近隣市町村事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
フ ロ ー ラ	見附市新幸町7-9	89-5880
大 平 園	見附市学校町2-13-31	63-3500
す す ら ん の 園	見附市田井町1715-1	61-3520
か つ ぼ 園	長岡市加津保町1695-2	44-8338
中 之 島	長岡市中之島2105-6	61-2828

## サービス費用の目安（併設型・多床室）

（標準的な費用です。表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円	4,510円	5,610円

※事業所の体制やサービスの内容等によって、上記費用に加算されます。

※施設への短期入所サービスの食費・滞在費（居室代）については、利用者の自己負担となりますが、世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の額が一定の基準額以下の場合、減免を受けられる制度があります。詳しくは、介護保険係へお問い合わせ下さい。

## 福祉用具の貸与・購入

介護用ベッドや車椅子・歩行器などの福祉用具のレンタルを行います。  
費用は用具の種類や事業者によって異なりますが、利用者負担は1割（一部の方は2割または3割）です。

※福祉用具のレンタルについて、要支援1・2および要介護1の方には、（原則）保険給付の対象とならない用具があります。

また、入浴や排泄に用いる福祉用具については、購入となります。（一部レンタルと選択可）

年間10万円を限度とし、その費用の9割（一部の方は8割または7割）を保険給付分として支給します。購入は特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の指定を受けている販売店（下記参照）にて購入してください。

（いったん全額を自己負担していただき、後日保険給付分が支給されます。）

貸与・購入をする場合は、事前にケアマネジャー・健康福祉課介護保険係までご相談ください。



実施事業者（市民の主な利用実績事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
(株)ケンブリッジ中越営業所	見附市今町5-38-23	84-7300
見附福祉会 福祉用具センター	見附市学校町2-13-31	63-3503
(株)アルプスビジネスクリエーション長岡店	長岡市高見町549-1	25-0883
ア レ ッ ク 北 栄 長 岡	長岡市雨池町44-5	28-0629
越後交通(株)介護事業部長岡営業所	長岡市東栄3-3-6	30-1090
さくらメディカル(株)長岡支店	長岡市古正寺3-143	21-3800
シルバースポーツ長岡店	長岡市蓮湯町字五郎作428番7	27-3306
ダスキンヘルスレント長岡ステーション	長岡市西津町3811-2	29-4294
エフビー介護サービス(株)長岡営業所	長岡市高見町965-1	89-6155
ク ス リ の み ど り	小千谷市城内1-1283-3	83-0330
おもいやりの泉 県央店	三条市須頃2-23	0256-46-8252
クリアメディコ第3地域介護推進室	三条市北入蔵2-7-14	0256-46-0560

## 住宅の改修

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費を、工事費用の20万円を限度とし、その費用の9割（保険給付分、一部の方は8割または7割）を支給します。（いったん全額を自己負担していただき、後日保険給付分が支給されます。）

工事の前に申請が必要です。申請前に工事を始めると、住宅改修費は支給されません。

### <対象となる工事の内容>

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの設置
- 床の段差解消
- すべり防止などのための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え



### <利用の手順>

#### 事前申請



- 担当のケアマネジャー（いない場合は、地域包括支援センターなど）に相談し、住宅改修の内容について決めます。
- 内容が決まったら、必要書類を作成し、事前申請書を市役所健康福祉課介護保険係へ提出してください。

#### 内容の確認 ⇒ 承認



- 提出された事前申請書を確認後、「住宅改修費承認通知書」を発行しますので工事を始めてください。
- 承認後、改修内容に変更があった場合は、速やかに介護保険係へご連絡ください。

#### 工事 ⇒ 完成



- 完成したら、施工業者へ改修金額を支払い、領収書を受け取ってください。
- ケアマネジャーなどに連絡をし、支給申請の準備を始めてください。

#### 支給申請（事後申請）⇒ 支給

- 必要書類を作成し、見附市役所健康福祉課介護保険係へ支給申請書を提出します。
- 提出された申請書を確認後、指定の口座に支給額を振り込みます。

## 6. 施設サービス

### 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方に、日常生活や療養上のお世話をを行います。原則、要介護3以上の方が入所できます。

実施事業者（市内及び近隣の施設のみ掲載 順不同）

名称	住所	電話番号
ケアガーデン新幸	見附市新幸町 7-18	86-6775
フローラ	見附市新幸町 7-9	89-5880
大平園	見附市学校町 2-13-31	63-3500
古志乃里	見附市緑町 20-1	62-1600
すすらの園	見附市田井町 1715-1	61-3520
かつぼ園	長岡市加津保町 1695-2	44-8338
いずみ苑	長岡市栢尾泉 419-2	53-2211
サンホーム	長岡市楡原 784-13	52-0151
中之島	長岡市中之島 2105-6	61-2828
さかえの里	三条市福島新田丁 1481-1	0256-45-0500
平成園	加茂市石川 2-2472-1	0256-52-1711

### 小規模な特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、日常生活や療養上のお世話、機能訓練を行います。原則、要介護3以上の方（市内在住の方のみ）が入所できます。

実施事業者

名称	住所	電話番号
アットホーム今町	見附市今町 5-41-37	66-0334
いねか邸	見附市本所 1-25-70	86-6065

### 老人保健施設（介護老人保健施設）

病状が安定した方が、在宅復帰できるように、看護・機能訓練・介護を中心としたケアを行います。要介護1以上の方が入所できます。

実施事業者（市内及び近隣の施設のみ掲載 順不同）

名称	住所	電話番号
ケアプラザ見附	見附市学校町 2-13-30	63-5100
悠遊苑	長岡市日越 337	47-8511
楽山苑	長岡市宮沢 327-1	42-3500
いっぴく2番館	三条市帯織 800	0256-45-0380
ぶんすい	燕市笈ヶ島 104-5	0256-91-3333

## 介護医療院

急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする方に、医療のケアと介護を行います。要介護1以上の方が入所できます。

実施事業者（市内及び近隣の施設のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
田宮病院 介護医療院	長岡市深沢町 2300	46-3200
介護医療院 長岡保養園すま居る	長岡市町田町 575	32-4040
かもしか病院 介護医療院	三条市南五百川 80	0256-41-3131
三条東病院 介護医療院	三条市北入蔵 2-17-27	0256-38-1133
富永草野病院 介護医療院	三条市興野 2丁目 2-25	0256-36-8777

## グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

比較的安定した認知症高齢者が、身近な生活圏域ごとに、介護スタッフの支援を受けながら、家庭的な環境の中で日常生活の支援や趣味活動、機能訓練などを受けながら、共同生活を行います。認知症の診断がある要支援2以上の方（市内在住の方のみ）が利用できます。

実施事業者（市内施設のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
アットホーム今町	見附市今町 5-41-37	66-0334
ケアガーデン新幸	見附市新幸町 7-18	86-6775
そよ風	見附市本町 4-2-25	61-3090
すすらの園	見附市田井町 115-1	63-5260
グループホームふるまい見附	見附市本所 1-26-25	86-8111
はあとふるあたごグループホームみつけ	見附市庄川町 855-1	89-8868

## ケアハウス（軽費老人ホーム）

60歳以上の自立した高齢者が安心した生活の場としてご利用いただく施設です。食事の用意はありますが、ほかには介護保険サービスを利用しながら自立生活を行います。

実施事業者（見附市および近隣市町村事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
すすらの園	見附市田井町 1715-1	61-3520
岡南	長岡市渡沢町字早田 53	23-7512
わらび園	長岡市浦 3060	41-3170
出雲崎グレートヒルズ	三島郡出雲崎町大字上中条 14-4	41-7600
サンホーム	三条市曲淵 3-3-7	0256-36-7560
いっぶく	三条市庭月 630-4	0256-41-3322



## 介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

他の入居者との共同生活に適応できる高齢者が入居できます。

常時介護職員がいて、介護保険のサービスを利用することができ、食事、入浴、排せつの介助や日常生活の世話などを受けることができます。

入居の条件については、各施設にお問い合わせください。

実施施設（市内施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ハートフルケア見附	見附市本所1-17-32	61-1765
つばきの郷	見附市椿沢町1825-1	62-2231

## 住宅型有料老人ホーム

65歳以上の高齢者向けの賃貸住宅です。介護保険のサービスの提供はありません。

介護保険のサービスが必要な方は、別に契約をする必要があります。

実施施設（市内施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ふるまい村	見附市新幸町7-11	66-8825
たんぽぽの家	見附市学校町2-1-58	61-1163
ワールドステイ見附中央	見附市葛巻町1662-1	89-6418

## サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できる設備やサービスを備えた高齢者専用の賃貸住宅です。常駐職員がいて、安否確認や緊急時の対応などを行います。介護保険のサービスの提供はありません。介護保険のサービスが必要な方は、別に契約をする必要があります。

実施施設（市内施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
シルバーハウスさわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町295-2	61-5100
ふるまいの家	見附市本所1-25-53	61-0750
ワールドステイ見附	見附市本町4-2-33	62-3622

## 養護老人ホーム（措置入所施設）

概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所して、社会復帰の促進や自立した生活を送ることができるよう必要な指導及び訓練等を行う施設です。入所申請（戸籍謄本や医師の診断書、年金証書などが必要）を提出して、入所判定部会で入所判定を受ける必要があります。

実施施設（市民の方が利用している施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
龍 宮 荘	見附市本明町1694	62-1087

## 7. 介護保険 主な軽減制度一覧

介護保険制度では、所得の少ない方に対する利用者負担の軽減制度があります。申請が必要な制度もありますので、それぞれの軽減制度に該当すると思われる方は、健康福祉課介護保険係へご相談ください。

区分	項目	内容
保険料	① 所得段階別設定	本人の「所得」や「市民税の課税状況」、世帯(※1)の「市民税の課税状況」に応じて算定することになっており、負担能力に応じて13段階に設定しています。
	② 保険料の減免	災害等の特別な事情により保険料の負担が困難と認められた場合は、申請に基づき、徴収猶予や減免が受けられます。 (主な減免条件：災害、生計維持者の死亡、失業、又は干ばつ、冷害などにより収入が著しく減少した場合等)
利用料	③ 高額介護サービス費の支給	世帯(※1)で1ヶ月に支払った介護費用が、所得区分に応じた上限額を超えた場合に、申請に基づき、費用の一部が払い戻されます。(市で計算し、該当の方に申請のご案内をしています。)  *市民税世帯非課税等の方は、この上限額が低く設定されています。段階ごとの上限額は19ページの一覧表をご参照ください。  ※対象となる介護費用：利用者が負担する1割～3割に限ります。(福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外です。)
	④ 高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険と医療保険を両方利用した場合に、世帯(※2)で1年間に支払った介護費用と医療費用の合計が、所得区分に応じた上限額を超えた場合に、申請に基づき、費用の一部が払い戻されます。(医療保険者で計算し、該当の方に申請のご案内をしています。)  *市民税世帯非課税等の方は、この上限額が低く設定されています。  ※対象となる介護費用：高額介護サービス費と同じ範囲で、高額介護サービス費、高額療養費を支給した後の負担額が対象です。
	⑤ 介護保険施設等における食費・居住費の減額 (負担限度額認定)	市民税世帯非課税等(世帯が別の配偶者を含む)の方が、施設入所や短期入所(ショートステイ)を利用した時の食費・居住費が、本人の年金収入や所得、本人と配偶者の預貯金等の状況に応じ段階ごとに軽減されます。 段階ごとの要件や軽減後の食費・居住費は、20ページの一覧表をご参照ください。 該当する方は、申請をし、認定を受けてください。  申請には預貯金等の状況が確認できる本人及び配偶者の通帳の写し(次の①～③)等が必要です。預貯金等の詳細は20ページをご

利用料		<p>覧ください。</p> <p>①銀行名、支店名、口座名義が書いてあるページ          ②直近2ヶ月分の内容と最終残高がわかるページ          ③総合口座の場合は定期や貯蓄預金等の明細がわかるページ</p>
	⑥ 市民税課税世帯 に対する食費・居 住費の特例減額	<p>世帯課税(前ページの食費・居住費の減額の対象外の方)の場合でも、高齢夫婦の世帯等で一方が施設入所した場合に、在宅で生活する配偶者の生計が困難になるときは、申請に基づき、食費・居住費の負担を利用者負担第3段階へ変更することができます。</p> <p><u>※主な減免条件：次の6つ条件全てにあてはまること。</u></p> <p>①施設入所時点で世帯の構成数が2名以上であること。          ②世帯に市民税課税者がいること。          ③施設入所で第4段階の食費・居住費を負担し、世帯の年間収入から施設利用の介護費用・食費・居住費を除いた額が80万円以下であること。          ④世帯の預貯金額等が450万円以下。          ⑤住んでいる家屋以外の活用できる資産がないこと。          ⑥介護保険料の滞納がないこと。</p>
	⑦ 利用者負担額の 減免	<p>災害等の特別な事情により、介護費用の支払いが困難と認められた場合は、申請に基づき、費用の一部が減免されます。          (主な減免条件：災害、生計維持者の死亡、失業、又は干ばつ、冷害などにより収入が著しく減少した場合等)</p>
	⑧ 社会福祉法人に よる軽減	<p>社会福祉法人が実施している介護サービスを利用している方で、一定の条件を満たしていれば、申請に基づき、介護費、食費、居住費の2分1又は4分の1が軽減されます。</p> <p><u>※主な減免条件：次の6つ条件全てにあてはまること。</u></p> <p>①市民税非課税者であること。          ②年間収入が単身で150万円以下であること。          ③預貯金等の額が単身で350万円以下であること。          ④住んでいる家屋以外の活用できる資産がないこと。          ⑤介護保険料の滞納がないこと。          ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p>
⑨ 生活福祉資金の 貸付	<p>介護費用等を一時的に融通できないとき、無利子又は低い金利で貸付を行っています。          窓口は、見附市社会福祉協議会です。</p>	

世帯(※1)……住民基本台帳上の世帯のことをいいます。

世帯(※2)……医療保険が同じ世帯のことをいいます。

## ③高額介護サービス費

区 分		負担の上限額(月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)
第2段階	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
第3段階	世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
第4段階	市民税課税~課税所得145万円(年収約383万円)未満	44,400円(世帯)
第5段階	課税所得145万円(年収約383万円)以上~課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
第6段階	課税所得380万円(年収約770万円)以上~課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
第7段階	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)

## ④高額医療合算介護サービス費

(70歳以上の場合)

区 分		自己負担限度額 (年額※)
低所得区分Ⅰ	市民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	19万円
低所得区分Ⅱ	市民税非課税世帯	31万円
一般	課税所得145万円未満の世帯	56万円
現役並み所得者	課税所得145万円以上380万円未満の世帯	67万円
	課税所得380万円以上690万円未満の世帯	141万円
	課税所得690万円以上の世帯	212万円

※毎年8月1日~翌年7月31日までの1年間

## ⑤食費・居住費の減額（負担限度額認定）

## 【段階ごとの減額認定の要件】

利用者負担段階	対象者の要件		預貯金等(※1)の要件 ( )内は夫婦の場合
第1段階	・生活保護受給者		預貯金の要件なし
	・世帯(※2)全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	・世帯(※2)全員が市民税非課税	本人の年金収入金額(※3)＋ 合計所得金額が80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①		本人の年金収入金額(※3)＋合計所得金額が 80万円超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②		本人の年金収入金額(※3)＋ 合計所得金額が120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)
第4段階 (基準費用額)	・市民税世帯(※2)非課税で上記の年金収入や預貯金等の要件を満たさなかった方 ・市民税世帯課税の方		

※1 預貯金等に含まれるものについては、普通・定期・貯蓄預金の他、有価証券、投資信託、金銀などの貴金属（口座のあるもの）、タンス預金（現金）です。生命保険や時価評価額の把握が難しい貴金属は含まれません。また40歳～64歳の第2号被保険者の場合は、第2段階～第3段階②であっても、単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下となります。

※2 世帯が別になっている配偶者を含みます。

※3 年金収入金額には非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。

注1 市民税世帯課税で、施設入所時点の世帯の構成数が2名以上である場合、食費・居住費の軽減を受けられないことにより生活が困窮する場合などで、申請により利用者負担を第3段階に戻す取扱い（18ページ㉔）をすることがあります。

上記要件に該当する場合、下記の該当する段階の負担限度額認定証を交付します。**申請した日が属する月の初日から適用となり、有効期間は次の7月31日までとなります。毎年、更新申請が必要となりますので、更新申請のご案内を6月中旬頃郵送しています。**

## 【段階ごとの負担限度額】

利用者負担段階	居住費(滞在費)(日額)						食費(日額)の限度額 ( )は ショートステイ
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室		
			特養 (※1)	特養以外 (※2)	特養 (※1)	特養以外 (※2)	
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円 (1,000円)
第3段階②							1,360円 (1,300円)
第4段階 (基準費用額) (※3)	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円

※1 「特養」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護(ショートステイ)です。

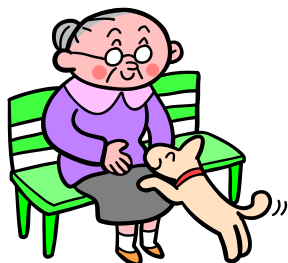
※2 「特養以外」とは介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)です。

※3 基準費用額は国が示した基準的な額であり、実際は施設により異なります。

施設情報については新潟県のホームページ等で  
最新の情報をご確認ください。

アドレス

<http://www.pref.niigata.lg.jp/korei.html>



見附市高齢者 保健・福祉 サービスのしおり

このしおりに関するお問い合わせ 見附市健康福祉課 電話 0258-61-1350